

令和3年度 第2回二宮町防災会議次第

(書面開催)

書面開催日：令和4年2月25日(金)～3月4日(金)

1 開 会

2 議 題

(1) 二宮町地域防災計画(改定案)について **【資料1～3】**

資料2～3の「改定案について提出された意見の取扱」に対するご意見をお伺いいたします。別添の回答用紙により、3月4日(金)までにご回答ください。

(2) その他

事務局から伝達する事項は、特にありません。

3 閉 会

配布資料

【資料1】 二宮町地域防災計画の改定について

【資料2】 二宮町地域防災計画改定案(R3.12)に対する関係機関意見

【資料3】 二宮町地域防災計画改定案(R3.12)に対する一般意見

二宮町防災会議委員名簿

(敬称略)

	職名等	氏名	備考
1	会長	ムラタ クニヨ 村田 邦子	
2	関東農政局 神奈川県拠点 総括農政業務管理官	ハラ ユウジ 原 裕二	
3	海上保安庁 第三管区海上保安本部 湘南海上保安署長	アンドウ シンイチロウ 安藤 進一郎	
4	湘南地域県政総合センター所長	タケムラ ショウジロウ 竹村 洋治郎	
5	平塚土木事務所長	クボ トシフミ 久保 徹	
6	平塚保健福祉事務所長	ナガノ マサユキ 長岡 正	
7	企業庁平塚水道営業所長	カキタ カツミ 永吉 克己	
8	大磯警察署長	カナリ ケンイチ 金成 賢一	委嘱日 令和3年9月16日
9	二宮町副町長	ワタナベ ヤスシ 渡邊 康司	
10	二宮町政策総務部長	タナカ ヤスヒロ 田嶋 康宏	
11	二宮町教育長	モリ ヒデアキ 森 英夫	
12	二宮町消防長	オグラ アンシ 小椋 淳喜	
13	二宮町消防団長	ワタナベ ツネフミ 渡邊 恒文	
14	東日本電信電話(株) 神奈川西支店長	シヤノ ヒロコ 茂谷 浩子	
15	東日本旅客鉄道(株)国府津駅長	ミヤノ トシユキ 宮里 豊	委嘱日 令和3年10月1日
16	神奈川中央交通西株式会社 秦野営業所長	サカモト シン 岡本 淳	
17	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	シムラ アキラ 吉村 陽	
18	中日本高速道路(株) 東京支社 伊勢原保全・サービスセンター所長	タカウチ シノブ 高取 芳親	
19	日本郵便(株) 二宮郵便局長	サノ カツユキ 佐野 克之	
20	二宮町地区長連絡協議会長	アベ マサアキ 阿部 正昭	
21	小田原ガス(株)取締役社長	ハラ マサキ 原 正樹	
22	中郡医師会二宮班長	ハヤシ カズシ 林 和義	
23	陸上自衛隊第4施設群長	オノ カスヤ 小野 一也	
24	二宮建設協力会長	タカミ マツゾウ 高宮 松蔵	

二宮町地域防災計画の改定について

【主な修正内容】

①防災対策基本法及び関連する法律の改正に伴う修正

- ・「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴い、避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化（防災対策基本法改定）
- ・要配慮者の円滑かつ迅速な避難を目的とした、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを受け、これに取り組むことを明記（防災対策基本法改定）
- ・社会福祉施設等の要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を目的とし、必要な訓練等に関する避難確保計画の作成等が義務化されたことを明記（土砂災害防止法）
- ・風水害の被害予測において、想定災害規模の降雨に基づく洪水浸水想定区域が指定されたことに伴う被害想定を明記（水防法改定）

②神奈川県地域防災計画の修正に伴う修正

- ・令和2年3月に改定された「神奈川県地域防災計画」の方針を受け、市町村として取り組むべき事項等を反映
- ・用語及び語句の修正
- ・組織及び所管部署名、役割等の修正 など

③新たな要素に基づく見直し

- ・「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を明記
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正
- ・正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進を明記
- ・要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成等、避難所運営における配慮の必要性を明記

【改定（修正）案に向けた意見聴取について】

意見聴取対象	期間
一般（パブリックコメント）	R4. 1. 4 ～ R4. 2. 3
町防災会議委員及び神奈川県	R3. 12. 20 ～ R4. 1. 28

令和 3 年度 二宮町地域防災計画改定案に対する意見（防災会議委員）

ページ等	改定素案の記載内容	意見・修正内容	意見取扱	関係機関
<p>総則-9 1-4 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 表中 ・指定地方行政機関 【関東農政局】 (7) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な農地保全施設の点検指導等の実施又はその指導 (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設整備 (ウ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保 (エ) 災害時における生鮮食料品等の供給 (オ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除 (カ) 土地改良機械及び技術者の把握並びに緊急動員 (キ) 被災農林漁業者等に対する資金の融通 【関東農政局(神奈川支局)】 (7) 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (イ) 応急用食料・物資の支援に関すること (ウ) 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること (エ) 輸出証明に関すること (オ) 関係職員の派遣に関すること</p>	<p>削除</p> <p>【関東農政局(神奈川拠点)】 (7) 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること</p> <p>(イ) 応急用食料等の支援に関すること (ウ) 食品の需給・価格動向等に関すること</p> <p>削除</p> <p>【理由】 県拠点が対応すべき事項として、他自治体の記載内容に合わせた整理とするため</p>	<p>修正します</p>	<p>関東農政局 神奈川県 拠点</p>
<p>地震-15 2-4 津波対策 (4) 要配慮者対策</p>	<p>○沿岸部に位置する社会福祉施設等の管理者等は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、津波浸水想定等を踏まえ、津波発生時の避難対応を含めた非常災害対策計画等を作成し、津波の発生を想定した避難訓練を実施するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。</p>	<p>○沿岸部に位置する社会福祉施設等の管理者等は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、津波浸水想定等を踏まえ、津波発生時の避難対応を含めた非常災害対策計画等を作成し、津波の発生を想定した避難訓練を町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携して実施するとともに、防災組織の強化に努めます。</p> <p>【理由】 沿岸部に位置する社会福祉施設等については、町、地域住民、自主防災組織等との関係とあるが、文脈からは、避難訓練ではなく発生時の対応と読み取れる。避難訓練であれば、上記のように記載するのが望ましい。 また、実際は避難訓練ではなく、発生時の行動が重要であるため、それについて記載する必要があると考える。すなわち、(3) 避難対策を前提に、町職員、消防職・団員、警察官などどのように連携するのか、施設自体の計画の外に、町としての方針を個々に記載すべきだと考える。</p>	<p>町や地域住民、自主防災組織等との連携は発災時に必要との意図であるため、変更はしません（神奈川県防災計画の表現とも整合も図った表現）。 町としての方針については地-32 等で支援体制の確立等について記載しています</p>	<p>二宮町 消防団</p>
<p>地震-16 2-5 がけ崩れ対策等の推進 (1) 土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策</p>	<p>○町は、土砂災害警戒区域における警戒・避難対策として、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒情報等を用いた高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令基準及び発令対象地区の設定とともに、避難地区の指定避難経路の設定、避難所の指定に努めます。また、警戒区域に居住する地域住民や要配慮者利用施設の関係者等に対する周知徹底に努めます。</p>	<p>【意見】 ・土砂災害防止法第 8 条第 1 項では、「土砂災害警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。」と規定され、「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路」もその一つとなっています。 ・地-16・風-12 では「避難地区の指定避難経路の設定、避難所の指定に努めます。」とされており、設定および指定するのか明確ではありません。 ・指定避難経路の設定、避難所の指定を一遍に（一斉に）定めることは、難しいかもしれませんが、努力目標ではない前向きな表現を検討することは可能でしょうか？</p>	<p>「避難地区の指定避難経路の設定、避難所の指定を進めます。」に修正します</p>	<p>平塚土木 事務所 河川砂防 第二課</p>
<p>風水-12 2-6 土砂災害対策 (1) 土砂災害警戒区域等の災害防止</p>	<p>○町は、土砂災害警戒区域における警戒・避難対策として、土砂災害警戒情報等を用いた高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）等の発令基準及び発令対象地区の設定とともに、避難地区の指定避難経路の設定、避難所の指定に努めます。また、警戒区域に居住する地域住民や要配慮者利用施設の関係者等に対する周知徹底に努めます。</p>			

ページ等	改定素案の記載内容	意見・修正内容	意見取扱	関係機関
<p>地震-14 2-4 津波対策 (3) 避難対策</p> <p>地震-28 風水-23 3-5 避難対策 (1)と(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備</p>	<p>○津波災害警戒区域に指定されたことから、以下の事項を定めていきます。</p> <p>イ警戒区域内の、次の施設（以下「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地</p> <p>(イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）</p> <p>○災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所(福祉避難所を含む)を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</p> <p>○災害等で被災し生活ができなくなった方が一時的に生活することができ、災害対策本部からの情報等を得られる指定避難所については、デジタル化による双方向通信可能な町内の公共施設に開設します。</p> <p>○災害等でその地域の住民が一時的に避難をする指定緊急避難場所として、災害種別に応じ、町内に延べ13ヶ所を指定していますが、新たに指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。</p>	<p>【意見】</p> <p>「要配慮者利用施設」と「指定緊急避難施設」「(福祉避難所を含む)指定避難所」の定義の違いが不明瞭。それぞれに対して定義をするか、同じ意味であれば用語を統一すべき。もとなる計画書が異なる場合においても、町の計画書としては混乱をきたさないよう言葉を統一する必要があると思慮。なお、「要配慮者利用施設(指定避難所)」という表記も考えられる。</p>	<p>総則-25 2-2 社会的条件 (8) 避難所 に記載がありますので、変更はしません</p>	二宮町消防団
<p>地震-22 風水-16 3-1 災害時情報の収集・提供体制の拡充 (2)被災者支援に関する体制整備等</p>	<p>○町と県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方自治体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。</p>	<p>【意見】</p> <p>町民に対する町からのタイムリーな統合された情報発信が最重要であり、各自で大規模災害が頻発している状況下において、本件は近々の課題である。左記には「体制の整備に努めます。」と意思は記載されているものの、現状進展がなく、今回の改定でもこの表現が変更されていないことから、進展が見られないと考えられる。より早急に取り組むために、表現を更新する必要がある。</p>	<p>「…、体制の整備を進めます。」に修正します</p>	二宮町消防団
<p>地震-24 風水-18 3-2 災害対策本部等組織体制の拡充 (2)災害対策本部の強化・機能代替性の確保 (3)業務継続体制の確保</p>	<p>○災害対策本部室(役場庁舎内)が被災した場合を想定して、消防本部防災対策室を機能代替施設とし、施設・設備の充実強化を図ります。</p> <p>○町職員に対する防災教育や「職員初動指針」の点検を行うとともに、「二宮町業務継続計画(BCP)」の策定により、業務継続体制の確保を図ります。</p>	<p>【意見】</p> <p>上記コメントと同様の趣旨となるが、BCPの策定も近々の課題である。地盤等を考慮して、「災害対策本部室(役場庁舎内)が被災した場合を想定して、消防本部防災対策室を機能代替施設」という計画が地-1～地-8に記載した、想定結果を前提に、現実的かどうかを今一度検討する必要がある。また、検討結果に基づき、BCPの策定を急ぐ必要がある。</p>	<p>平成29年3月策定済みのBCPにて、計画に特に重要な6要素の一つである現庁舎の代替庁舎については、神奈川県防災行政通信網と連携が図れる消防庁舎としていますので、変更はしません</p>	二宮町消防団
<p>地震-28 風水-23 3-5 避難対策 (1)と(2)指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めます。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努めます。</p> <p>【理由】</p> <p>「アプリケーション」→「SNS」だと思慮。アプリケーションは、ある特定の機能や目的のために開発・使用されるソフトウェアのことであり、開発する行為を二宮町が行うことは無いと考える。</p>	<p>修正します</p>	二宮町消防団
<p>地震-28 風水-23 3-5 避難対策 (2)と(3)避難計画の策定</p>	<p>○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努めます。</p>	<p>○内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月)」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努めます。</p> <p>【理由】</p> <p>出典を明らかにするために上記のような記載が良いかと思慮。</p>	<p>神奈川県防災計画との整合性を図るため、変更はしません</p>	二宮町消防団
<p>地震-29 風水-24 3-5 避難対策 (4)と(5)避難所の運営管理</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。</p>	<p>【意見】</p> <p>事前対応としての方針は良いが、開設後の運営として感染症対策の基本方針がないためを追記する必要がある。</p>	<p>地-28に避難所の混雑緩和に向けた方針や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施を明記していますので、変更はしません</p>	二宮町消防団

ページ等	改定素案の記載内容	意見・修正内容	意見取扱	関係機関
地震-33 風水-28 3-7 要配慮者等に対する対策 (3) 避難情報等の周知	○町は、防災行政無線や登録制メール配信のほか広報車による情報伝達に加え、緊急速報メール、ツイッター及び電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス等を使用し、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、情報伝達を行うとともに、各自主防災組織の組単位で実施する要配慮者支援活動により、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報提供に努めます。	○町は、防災行政無線や登録制メール配信のほか広報車による情報伝達に加え、緊急速報メール、ツイッター及び電話・ファクシミリによる災害時緊急情報配信サービス等を使用し、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、情報伝達を行うとともに、各自主防災組織の組単位で実施する要配慮者支援活動により、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報提供に努めます。 【理由】 「FAX」→「ファクシミリ」(地-18と表現を合わせる)	二宮町では「FAX」の方が一般的であるため、逆に地震-18、風水-15を「FAX」に修正します	二宮町 消防団
地震-46 風水-40 3-16 自主防災活動の拡充強化 (3) 消防団の機能強化	○町は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。 ○県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に向けた取り組みを支援することとしています。	【意見】 自主防災活動の拡充強化として、消防団が位置づけられている。条例上の位置づけである公助と乖離しているため、この章での記載(共助・自助)はふさわしくなく、町民に対する誤解を誘発する恐れがあるため、削除する必要がある。必要に応じて「地-25」で記載する内容。	神奈川県防災計画においても「消防団の機能強化」は「自主防災活動の拡充強化」の項に示されているため、整合性を図り、変更はしません	二宮町 消防団
地震-47 風水-41 3-16 自主防災活動の拡充強化 (4) 企業等の防災体制の確立等	○企業は、災害時の企業の果たす役割(施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとします。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めます。	【意見】 出典によりリスクマネジメントの対応策は複数の定義があるが、ISO/ Project Management Instituteによる定義が一般である(参考： https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88)。この場合、単に「リスクマネジメント」との記載で充分だと考える。一方、リスク管理・内部統制に関する研究会「リスク新時代の内部統制」から中小企業庁作成(https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H28/PDF/chusho/04Hakusyo_part2_chap4_web.pdf P.227)によると、リスク対応の方法としてリスクコントロールとリスクファイナンスが定義されている。したがって、後半の出典を根拠に「リスクファイナンス」→「リスクファイナンス」と変更することも可。なお、コントロール(control)は動名詞、ファイナンス(finance)は名詞であるため、ファイナンス(financing)とすることで動名詞となることで表現の統一が図れるため、ファイナンスという表現が正しい。	神奈川県防災計画と整合性を図るため、変更はしません	二宮町 消防団
地震-53 風水-47 3-19 と 3-18 防災訓練の実施 (2) 個別訓練	■個別訓練の概要 表中 ・自主防災組織の訓練 ・消火訓練 初期消火資機材(火消し君)を使用して、消火器・バケツ等で消火するなど消火用資機材の使用方法和消火技術に習熟	スタンダパイプ消火資機材を使用して、消火器・バケツ等で消火するなど消火用資機材の使用方法和消火技術に習熟 【理由】 火消し君は、得定企業の商品名であるため「スタンダパイプ消火資機材」と記載する必要あり。	修正します	二宮町 消防団
地震-55 4-1 災害時情報の収集・伝達と 災害対策本部等の設置 (1) 地震情報等の収集・伝達	○地震情報及び津波警報・注意報等は、横浜地方気象台から県に連絡された情報が、県防災行政通信網により、即時に町に伝達されます。県における町への地震情報等の伝達基準は、次のとおりです。	【意見】 「県における町への地震情報等の伝達基準」となっていますが、表内にある、「(県から)町民への伝達」というのは具体的にはどのような手段を示しているか不明。具体的には、地-56の図に県から町民への直接の伝達手段がない。	「町及び町民へ伝達される」を「町へ伝達される」に修正します	二宮町 消防団
地震-57 4-1 災害時情報の収集・伝達と 災害対策本部等の設置 (3) 災害対策本部等の設置	1) 災害対策本部設置の判断及び設置基準 ○災害の発生や発生するおそれがある場合で、町内での災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、二宮町災害対策本部(以下「本部」という)を設置し、町長が本部長、副町長及び教育長が副本部長を務めることとします。	【意見】 この計画だと、町長に事故ある場合、また副町長及び教育長に事故ある場合の対応ができないため、(災害対策本部条例施行規則等がないため)、事故ある場合も代理にて対応できるような計画あるいは規定を策定する必要がある。	平成29年3月策定済みのBCPでは、計画に特に重要な6要素の一つである首長不在時の代行順位については、第5位まで定めていますので、変更はしません	二宮町 消防団

ページ等	改定素案の記載内容	意見・修正内容	意見取扱	関係機関
<p>地震-65 風水-58 4-3 と 4-4 避難対策 (2) 避難指示等を行う基準と伝達方法</p>	<p>○避難指示等の発令基準等については、内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン」や地域の実情を踏まえ、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。</p> <p>○災害の発生や発生するおそれのある場合で、人の生命身体を保護するため必要があると認める時は、町長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限や禁止するか退去を命じることとします。</p> <p>○警察官または海上保安官は、災害現場において町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められる事態(連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合)、または町から要求があった時は、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をすることができます。この場合、その旨を町に速やかに通知します。</p> <p>なお、警察官は、人命もしくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。</p>	<p>【意見】 根拠となる、出典の策定日付を記載する必要あり。特に当該ガイドラインは令和3年5月に改定されているため、本計画書がどのレベルのガイドラインを参照しているかが重要である。なお、左記の記載から、本計画書は、令和3年の改定内容を考慮に入れていないとかがえられることから、改定内容を反映させる必要があると考える。</p> <p>検討する項目は下記の2つ： ○災害の発生や発生するおそれのある場合で～ ○警察官または海上保安官は、災害現場において～</p>	<p>指摘項目について、「避難情報に関するガイドライン」令和3年5月改定版の内容に合わせた方針に修正します</p>	<p>二宮町 消防団</p>
<p>地震-66 風水-59 4-3 と 4-4 避難対策 (4) 指定避難所の開設</p>	<p>○町は、あらかじめ施設の安全性を確認するなど、災害の状況に応じて安全で適切な場所を選定して指定避難所を開設します。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、指定緊急避難場所に避難所を開設できるものとします。</p>	<p>○町は、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)に基づき、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するなど、災害の状況に応じて安全で適切な場所を選定して指定避難所を開設します。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、指定緊急避難場所に避難所を開設できるものとします。</p> <p>【理由】 上記のように記載する。</p>	<p>神奈川県防災計画との整合性を図るため、変更はしません</p>	<p>二宮町 消防団</p>
<p>地震-69 風水-66 4-4 と 4-7 保健衛生、防疫、遺体対応等に関する活動 (2) 防疫対策</p>	<p>1) 保健衛生防疫活動 ○防疫は、被災状況により、「職員初動指針」に基づく保健衛生体制を整え、必要に応じ平塚保健福祉事務所や医師会等にも協力を求め対応します。</p> <p>○町は、自主防災組織等と連携のもと、平塚保健福祉事務所の協力を得て予防啓発及び以下の業務も迅速・的確に行います。</p> <p>■保健衛生防疫活動における活動及び業務の実施方法 表中 町は、感染症患者を発見した時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症予防法」という)に基づいて、必要に応じて直ちに保健所に通報するとともにその他予防措置を実施する</p>	<p>町は、感染症患者を発見した時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症予防法」という)(令和3年2月)に基づいて、必要に応じて直ちに保健所に通報するとともにその他予防措置を実施する</p> <p>【理由】 最新の新型コロナウイルス感染症を反映した、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症予防法」という)(令和3年2月)と記載。</p>	<p>神奈川県防災計画との整合性を図るため、変更はしません</p>	<p>二宮町 消防団</p>
<p>地震-73 風水-70 4-5 と 4-8 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (2) 食料の配布</p>	<p>■食料配布に関する事項 表中 ・調達 イ 県知事への要請調達 ・町長は、災害の状況で食料の供給が困難な場合は、災害応急米穀の供給を県知事に依頼要請し、調達 ・県知事は、米穀届出販売業者等の手持精米で供給が困難な場合には、農林水産省(政策統括官付貿易業務課)に供給を要請 ・また、災害救助法適用の場合、政府所有食料の供給に関して、県知事に供給を要請 町長は、交通・通信の途絶のため、災害救助用米穀の引き取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、災害救助法適用期間中は、農林水産省(政策統括官付貿易業務課)に直接要請</p>	<p>・町長は、災害の状況で食料の供給が困難な場合は、災害応急米穀の供給を県知事に依頼要請し、調達 ・県知事は、米穀届出販売業者等の手持精米で供給が困難な場合には、農林水産省(農産局農産政策部貿易業務課)に供給を要請 ・また、災害救助法適用の場合、政府所有食料の供給に関して、県知事に供給を要請 町長は、交通・通信の途絶のため、災害救助用米穀の引き取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、災害救助法適用期間中は、農林水産省(農産局農産政策部貿易業務課)に直接要請</p> <p>【理由】 令和3年7月1日の組織再編により組織名が変更になったため。</p>	<p>修正します</p>	<p>関東農政局 神奈川県 拠点</p>

ページ等	改定素案の記載内容	意見・修正内容	意見取扱	関係機関
<p>地震-82 4-8 警備・救助対策 (2)海上における警備・救助対策</p>	<p>■横須賀海上保安部湘南海上保安署を含む第三管区海上保安本部が実施する応急対策 表中 ・警報等の伝達 ○津波予報や津波及び地震に関する情報を入手したときは、直ちに安全通報により航行中の船舶に周知するとともに、船艇・航空機の巡回で、磯釣り客・港湾等工事関係者等への周知に努める ・救出救助活動等 ○傷病者・医師・避難者等や救援物資の緊急輸送要請があったときは、速やかにその要請に応じる ○飲料水・食料等の救援物資の輸送は、その輸送の緊急度や他の地震防災応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる</p>	<p>○津波予報や津波及び地震に関する情報を入手したときは、直ちに安全通報等により航行中の船舶に周知するとともに、船艇・航空機の巡回で、磯釣り客・港湾等工事関係者等への周知に努める ○傷病者・医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる ○飲料水・食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度や他の地震防災応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる 【理由】 海上保安庁防災業務計画との整合のため</p>	<p>修正します</p>	<p>湘南海上保安署</p>
<p>風水-79 4-11 警備・救助対策 (2)海上における警備・救助対策</p>	<p>■横須賀海上保安部湘南海上保安署を含む第三管区海上保安本部が実施する応急対策 表中 ・警報等の伝達 ○高潮や台風等に関する情報を入手したときは、直ちに安全通報により航行中の船舶に周知するとともに、船艇・航空機の巡回で、磯釣り客・港湾等工事関係者等への周知に努める ・救出救助活動等 ○傷病者・医師・避難者等や救援物資の緊急輸送要請があったときは、速やかにその要請に応じる ○飲料水・食料等の救援物資の輸送は、その輸送の緊急度や他の風水害等災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる</p>	<p>○高潮や台風等に関する情報を入手したときは、直ちに安全通報等により航行中の船舶に周知するとともに、船艇・航空機の巡回で、磯釣り客・港湾等工事関係者等への周知に努める ○傷病者・医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる ○飲料水・食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度や他の風水害等災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる 【理由】 海上保安庁防災業務計画との整合のため</p>	<p>修正します</p>	<p>湘南海上保安署</p>
<p>地震-86 風水-83 4-9 と 4-12 ライフラインの 応急復旧活動 (5)電話(通信)施設 (NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI(株)) ほか 数か所あり</p>	<p>(5)電話(通信)施設 (NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI(株)) NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)</p>	<p>(5)電話(通信)施設 (東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ及びKDDI(株)) 東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) 【理由】 公文書であるため、KDDI(株)との表記に合わせ、他企業も正式名称で記載する。なお、(株)は一文字で表記せず(株)と3文字で表記する。(他にも該当箇所あり) 一般的には、株式会社のように表記するのが公文書での表記法だと思慮。(公財)なども同様。</p>	<p>通称の場合、以下「○○」という表記する方法もあるが、少ないので、全て正式名称に修正します (株)⇒(株)に修正します</p>	<p>二宮町消防団</p>
<p>地震-95 風水-92 4-14 と 4-17 災害救助法関係 (1)災害救助法の適用</p>	<p>○災害救助法による救助は、災害時の飲料水・食料・医療等の応急的・一時的救助を行うことで、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的に実施するものであり、町長は、町内における災害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、この法律に基づく救助を要請します。</p>	<p>○災害救助法(令和3年5月)による救助は、災害時の飲料水・食料・医療等の応急的・一時的救助を行うことで、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的に実施するものであり、町長は、町内における災害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、この法律に基づく救助を要請します。</p>	<p>神奈川県防災計画及び地震編との整合性を図るため、変更はしません</p>	<p>二宮町消防団</p>

ページ等	改定素案の記載内容	意見・修正内容	意見取扱	関係機関
地震-95 風水-92 4-14と4-17 災害救助法関係 (2) 災害救助法の適用手続	○災害に際し、町内の災害が前記の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当、または該当する見込みがあるときは、当該市町村長（救助実施市の長を除く）は、直ちに次の事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請します。 ○市町村長（救助実施市の長を除く）は、災害の事態が急迫して、県知事からの救助を待つことができないときは、町長は、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に報告します。	○災害に際し、町内の災害が前記の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当、または該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに次の事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請します。 ○町長は、災害の事態が急迫して、県知事からの救助を待つことができないときは、町長は、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に報告します。 【理由】 当該市町村長は、本件の場合町長である。また、救助実施市とは、平成31年4月に施行された改定災害救助法で指定された、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市及び熊本市の9市であり、本件では該当しない。	修正します	二宮町 消防団
地震-104 風水-97 5-2 復興対策の実施 (2) 復興計画の策定	4) 復興計画の公表 ○町民や県など協働・連携して復興対策推進のため、町ホームページ・広報紙・新聞・ラジオ・テレビ等で施策を具体的に公表します。	○町や県など協働・連携して復興対策推進のため、町ホームページ・広報紙・新聞・ラジオ・テレビ等で施策を具体的に公表します。 【理由】 町や県などの誤りと思慮。	神奈川県防災計画では「県民や市町村などが協働～」と記載があるので、整合性を図り、変更はしません	二宮町 消防団
地震-107 風水-100 5-4 市街地復興 (6) 復興計画の策定	○生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、町と県は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。このことにより、県及び町は恒久住宅への円滑な移行を進めます。	○生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、町と県は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。このことにより、町と県は恒久住宅への円滑な移行を進めます。 【理由】 「県及び町」→ 同ページの他の記載に合わせ「町と県」。	修正します	二宮町 消防団
地震-111 風水-104 5-6 生活再建支援 (3) 精神的支援	3) 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布 ○メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、NPO・ボランティア等も必要となるため、県が作成する被災に関する冊子等を配布し、啓発に努めます。	○メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、NPO、ボランティア等も必要となるため、県が作成する被災に関する冊子等を配布し、啓発に努めます。	神奈川県防災計画の表現との整合を図り、変更はしません	二宮町 消防団
地震-114 風水-107 5-7 地域経済復興支援 (1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施	2) 相談・指導体制の整備 ○町と県は、雇用確保、事業継続、事業再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興ができるよう情報提供や様々な問題解決を助ける相談・指導体制を整備するとともに、相談には、商工会など各種関係団体と協力しながら、経営の専門家の活用など、総合的な支援を行います。また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。	○町と県は、雇用確保、事業継続、事業再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興ができるよう情報提供や様々な問題解決を助ける相談・指導体制を整備するとともに、相談には、商工会など各種関係団体と協力しながら、経営の専門家の活用など、総合的な支援を行います。また、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。 【理由】 連係対象は、町内の組織だと想定しており、その場合「商工会」となると思慮。二宮町には「商工会議所」は存在しない。	修正します	二宮町 消防団
地震-115 風水-108 5-7 地域経済復興支援 (2) 金融・税制面での支援	3) 融資の円滑化を図るための支援の実施 ○被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予想されます。県及び市町村は、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。	○被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予想されます。町と県は、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。 【理由】 「県及び町」→ 同ページの他の記載に合わせ「町と県」。	修正します	二宮町 消防団

令和 3 年度 二宮町地域防災計画改定案に対する意見（パブリックコメント）

ページ等	改定素案の記載内容	意見・修正内容	意見取扱
<p>地震-25 風水-19 3-3 救助・救急、消火活動体制の拡充 (1) 消防力の強化</p>	<p>○地震時の広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。また、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備や住宅用火災警報器の設置・普及を図ります。</p>	<p>○地震時の広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。また、出火、延焼拡大予防のための初期消火設備や住宅用火災警報器の設置・普及を図ります。</p> <p>【意見】 まず、内容の理念については諸手を挙げて賛成であります。 しかしながら、建物の構造に関する指導権限が消防本部にないことは明らかであり、消防本部が、建築主に建物構造の不燃化や使用建材の不燃化（=建築基準法令で定める基準以上の耐力や不燃性能等を併せ持つ建材の使用）を指導（行政指導を含めて）できる機会は皆無であり、かろうじて確認申請に伴う消防同意という制度で、一部の限られた建築物に対して、建築法令の防火に関する規定に適合又は不適合ということを羈束的に判断する権限しか有しておりません。 よって、本計画中に「消防力の強化」として掲げている「建築物、建材の不燃化促進」という具体例を、町消防本部の責務として位置付けることは、たとえ本内容が訓示的な理念を掲げた例えであっても、不適切な表現（字句）であると考えますので、上記要旨のとおり「字句の削除」を求めます。 なお、消防本部に限らずに同具体例を「実現できる」「実現を推進すべき」機関を考えると、建築主事を置かない当町においては、特定行政庁たる神奈川県であるのではないかと思います。 また、いわゆる上乗せ条例を町条例として制定し、建築基準法よりも更に厳しい建築物の構造規制（耐火造、準耐火造へのグレードアップなどの耐火性能向上）を求めるのであれば、町都市整備課建築担当が主体となって押し進めていくことが最良であると考えます。</p>	<p>「建築物、建材の不燃化促進」に関しては、消防本部だけでなく、町、土木事務所等の関係機関と連携した指導、促進を図っていくため、変更なし</p>
<p>地震-89 風水-86 4-11 と 4-14 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動 (3) 応急金融対策の実施</p>	<p>・通貨および金融の調節 ○日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行います ○各種金融措置に関する広報として、関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立ちます。</p>	<p>・通貨及び金融の調節 ○日本銀行横浜支店は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行います ○各種金融措置に関する広報として、関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立ちます。</p> <p>【理由】 計画本文中において、接続詞として用いられている「又は」「及び」などの字句が、漢字表記と平仮名表記の2つが混在している状況です。 公用文の表記原則に従い、特段の事情がなければ全て漢字表記に統一するべきであると思います。</p>	<p>「及び」で統一して修正する。</p>
<p>風水-4 1-2 災害想定 (2) 火山災害</p>		<p>以下の項目について、防災計画に明記する。 ア 火山噴火警報等の通報及び伝達体制 イ 障がい者など要配慮者への火山噴火警戒等の伝達体制 ウ 火山噴火警報等が発令された時の住民のとりべき行動 エ 避難の基準等 オ 火山灰の降灰があった場合の住民の対応 カ 火山灰処理に関する町の収集、保管、処理計画 キ 火山灰の影響により大規模な停電、断水等ライフラインに重大な影響があった場合の住民生活支援計画 ク 火山噴火災害についての住民への周知・啓発 ケ 学校における火山噴火災害についての防災教育</p> <p>【理由】 二宮町では富士山と箱根山の火山噴火による災害の可能性があります。特に富士山については江戸時代の大噴火の後、活動は休止しているものの、いつまた噴火活動が始まるか予測できず、事前の備えが重要です。 火山噴火災害による被害を少しでも減少させるため、以下の項目について、町地域防災計画に明記していただきますようお願いいたします。</p>	<p>神奈川県防災計画を参考に、下記の文面を追記します。 ○富士山火山防災対策協議会では、富士山が噴火した場合の降灰の影響範囲を予測しており、二宮町には10～30cm 降灰が堆積するとされています。なお、木造家屋では屋根に30cm 以上の火山灰が積ると、屋根が抜けたり建物が倒壊することもあるとされています。 また、令和 3 年 3 月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流の到達の可能性がある市町が火山災害警戒区域地として指定されました。二宮町は、この区域に入っていませんが、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。 ○降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方としては、気象庁が発表する降灰予報等を参考に実施します。また、降灰可能性マップにおいて 30cm 以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2cm 以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。 ○気象庁では、富士山の噴火警戒レベルを「1(活火山であることに留意)」(令和元年10月1日現在)としており、気象庁等において監視・観測が行われています。 ○富士山の最後の噴火(宝永噴火)は、1707年12月16日と記録されており、既に300年以上経過しています。なお宝永噴火は、宝永東海・南海地震発生から49日後に始まったものであり、地震が引き金となって火山噴火がおきたものと考えられています。ただし、いくら地震によって火山が刺激を受けたとしても、噴火にまで至るためには火山自身の準備が相当整っている必要があることから、例えば次の南海トラフ地震に近い将来起きたとしても、それに続いて必ず噴火が起きるといわけではありません。</p>

「令和3年度 二宮町地域防災計画改定案について提出された意見の取扱」
に対する意見

二宮町防災安全課 宛

機関名 _____

あり ・ なし

※ありの場合は下記に記載をお願いいたします。

- ・提出期日 : 令和4年3月4日(金)
- ・提出先 : 二宮町 政策総務部 防災安全課 剣持 宛
- ・住所 : 神奈川県中郡二宮町二宮 961
- ・電話 : 0463-71-3319 内線 320
- ・F A X : 0463-73-0134
- ・E-mail : bousai@town.ninomiya.kanagawa.jp